

インフォメーション

水道業務を委託しました

平成23年度の水道業務を次のとおり委託しましたので、お知らせします。

○委託業務

幌延町簡易水道メーター検針及び水道・下水道料徴収業務

○委託期間

平成23年4月1日
～平成24年3月31日

○委託を受けた者

幌延地区
佐々木理佳さん(宮園町9)
問寒別地区
小平美恵子さん(字問寒別)

経済課管理グループ

電話 5-1116

平成23年度調理師試験のお知らせ

■試験日時

平成23年8月31日(水)
午後1時30分～午後4時

■試験地

稚内市

■受験資格

高等学校入学資格者で、2年以上調理の業務に従事した者

■受験願書の提出先

北海道稚内保健所

■願書受付期間

平成23年5月9日(月)
～5月27日(金)

■受験手数料

6,700円相当の北海道収入証紙

■願書配付場所

幌延町役場または保健センター

■お問い合わせ先

北海道稚内保健所
電話 0162-33-2990



石綿による疾病に気づいていない方を探しています

■石綿による疾病の補償・救済について

石綿を吸い込んだことにより発症する中皮種や肺がんなどの疾病は、石綿を吸い込んでから発症するまでに非常に長い期間がかかることから、労働者の方が仕事により石綿を吸い込み病気になっても、病気の原因が仕事にあったことを、医師も本人も気づきにくかったという状況がありました。

平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、平成13年3月26日以前に石綿による疾病を発症し、死亡した労働者の遺族で、労災保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した方に対しては特別遺族給付金が支給されています。

この特別遺族給付金の請求期限は、平成24年3月27日までとなっておりますので、お心当たりのある方は、早急に最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

お問い合わせ先

※特別遺族給付金、労災保険制度

北海道労働局労働基準部

労災補償課 労災年金監督官
電話011-709-2311(内線3590)

稚内労働基準監督署

電話0162-23-3833

※仕事が原因でない方の救済給付

独立行政法環境再生保全機構

電話0120-389-931

※石綿に関する仕事や症状の種類

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/index.html>

自動車税の納期限は5月31日(火)です。納期限までに納めましょう。

自動車税の納期内納税は、道が取り組んでいる様々な施策を進める上で欠くことのできないものです。皆様には、納期内納税にご理解をいただき、納期限までに納税いただきますようお願い申し上げます。

<参考>

平成22年度自動車税納期内納税率
北海道 67.6%(47都道府県中40位)
全国平均 72.9%

◇納期限までに納税されない場合は、年14.6%(納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間は年4.3%)の割合で延滞金がかかります。

◇自動車税は次の場所で納付できます。

- ・道内の金融機関、郵便局
- ・お近くの総合振興局(振興局)又は道税事務所
- ・コンビニエンスストア(サークルK、サンクス、スーパー、セイコーマート、セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン)

◇東北地方太平洋沖地震により、所有(使用)している自動車が損害を受け、一定の要件に該当する場合には、申請により自動車税の減免等を受けることができます。

詳細については、最寄りの総合振興局(振興局)又は道税事務所へお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

北海道宗谷総合振興局

地域政策部 税務課納税係

〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27

電話 0162-33-2520(直通)